

# 久留米市野中生涯学習センター

## 指定管理者募集要項

令和6年6月

久留米市  
市民文化部生涯学習推進課

## 目 次

はじめに .....	1
1 施設の概要 .....	1
2 指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準 .....	1
3 指定期間 .....	1
4 利用料金等に関する事項 .....	1
5 管理運営に関する経費 .....	2
6 応募資格及び欠格事項等 .....	3
7 公募に係る書類等の配布 .....	3
8 申請に係る事項 .....	4
9 提出書類 .....	5
10 著作権の帰属 .....	5
11 指定管理者の選定及び指定 .....	6
12 選定基準 .....	7
13 選定結果の公表 .....	8
14 全体スケジュール .....	8
15 現地説明会 .....	8
16 質問受付及び回答 .....	9
17 申請に関する留意事項 .....	9
18 基本協定書及び年度協定書の締結 .....	10
■ 様式集 .....	11

## はじめに

久留米市野中生涯学習センターは、市民が生涯にわたって学習する環境を整備し、生涯学習の振興及び普及を図ることを目的とした施設です。

平成30年度までは、勤労青少年の福祉の増進を目的とした勤労青少年ホームとして設置・運営してきましたが、根拠法の改正や利用実態を踏まえ、平成31年4月1日から用途を変更して生涯学習センターとしての運営を開始しました。

施設の管理運営にあたっては、多様化する市民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の削減等を図ることを目的に指定管理者制度を導入しています。

### 1 施設の概要

- (1) 名称 久留米市野中生涯学習センター（旧久留米市勤労青少年ホーム）
- (2) 所在地 久留米市野中町1075番地2
- (3) 建物概要

	本館	多目的ホール
竣工	昭和53年5月9日	平成9年4月12日
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建	鉄筋コンクリート造 地上3階建
建築面積	551.03㎡	1,033.07㎡
延床面積	1,331.90㎡	1,977.79㎡

- (4) 施設配置図 「久留米市野中生涯学習センター指定管理者業務仕様書」に添付

### 2 指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準

「久留米市野中生涯学習センター指定管理者業務仕様書」のとおり

- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

### 4 利用料金等に関する事項

- (1) 利用料金制

指定管理者の経営努力を発揮しやすくするとともに、指定管理者及び市の事務効率を図るため、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用します。なお、利用料金の額は、条例及び規則で定める範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めることとします。具体的には、条例及び規則で定める額を上限とします。

利用料金制：公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として、指定管理者をもって收受させる制度（指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金を市の会計に払い込む必要がない。）

(2) 施設等利用料金の減免等について

施設等利用料金の減免及び返還については、久留米市生涯学習センター条例及び久留米市野中生涯学習センターの利用料金に関する規則の規定により、施設等利用料金の減免分については、市より補填いたしません。

5 管理運営に関する経費

(1) 指定管理料の支払い

施設の管理に係る全ての費用は、利用料金、指定管理料及びその他の収入をもって充てることとします。

年間の指定管理料は、事業計画に掲げる収支計画の中で、収支の差引額を基本とします。また、指定管理料は、定額払い方式とします。

具体的な指定管理料の金額及び支払い方法は、締結する協定書によって定めます。

定額払い方式：管理経費を経営努力により節減した場合は収益に、管理経費が増大した場合は損失となる。利用料金制の場合は、利用料金収入の増減分は、そのまま指定管理者の収益または損失となる。

(2) 管理運営経費の推移

(単位：円)

		R4 決算	R5 決算	備 考
収入項目	指定管理料	34,048,000	34,048,000	
	施設使用料	4,536,310	4,504,690	
	その他	380,293	290,805	
収入 計		38,964,603	38,843,495	
支出項目	人件費等	13,996,426	13,355,002	給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費
	光熱水費	6,465,693	5,808,946	
	修繕費	170,610	1,180,003	施設設備修繕
	業務委託費	12,273,366	12,941,755	清掃、保守、夜間管理等
	報償費	220,266	242,228	講師謝金等
	租税公課	798,233	967,651	消費税、印紙代等
	その他諸費	3,229,706	3,042,998	
支出 計		37,154,300	37,538,583	

(3) 指定管理料の債務負担

施設に係る指定管理料の限度額（債務負担行為）は、下記のとおりです。

事 項	期 間	限度額
生涯学習センター指定管理料	令和7年度から5年間	173,205千円

## 6 応募資格及び欠格事項等

指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営できる法人・その他団体（NPO法人、市民団体等）が対象で、法人格の有無は問いません。なお、グループ（共同企業体、以下「グループ」とする）で応募する場合は、代表団体を定めてください。

ただし、次の（１）から（６）のいずれかに該当する団体（グループで申請する場合にあっては、その構成団体のいずれかが（１）、（３）、（４）、（５）、（６）、（７）のいずれかに該当する団体）は応募できません。また、これらに該当することが判明した場合は失格とします。

- （１） 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人その他の団体等
- （２） 久留米市内に事務所または事業所を有していない法人その他の団体等
- （３） 税（国税及び地方税）を滞納している法人その他の団体等
- （４） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）の規定による更生又は再生手続きを開始している法人その他の団体等
- （５） 久留米市から指名停止措置を受けている法人その他の団体等
- （６） 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれに準ずる地位に就任し、または実質的に経営等に関与している法人その他の団体等
  - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - ② 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、本市又は本市以外の地方公共団体において、指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団または暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有する者
- （７） 複数の団体等により構成されたグループによる応募で、次に掲げる団体
  - ① 単独で応募した団体が、グループによる応募の構成団体になること
  - ② 複数のグループによる応募の構成団体になること
  - ③ 意思決定等を行う本社等の機能を市内に有する団体が構成団体に含まれていないグループ
- （８） 審査の結果、管理運営能力が明らかに欠けていると判断される場合や、提案額が指定管理料の限度額（債務負担行為）を上回っている場合は、他の項目の評価を待たずに失格となります。

## 7 公募に係る書類等の配布

### （１） 配布期間

令和 6 年 6 月 14 日（金）から令和 6 年 8 月 30 日（金）まで

（ただし、午前 9 時から午後 5 時 15 分までとし、土曜・日曜・祝日を除く）

(2) 配布場所

久留米市市民文化部生涯学習推進課（えーるピア久留米3階）

〒830-0037 久留米市諏訪野町1830-6

TEL 0942-30-7970 FAX 0942-30-7971

E-mail [manabi@city.kurume.lg.jp](mailto:manabi@city.kurume.lg.jp)

※久留米市ホームページからダウンロードできます。

(3) 配布資料

①久留米市野中生涯学習センター指定管理者募集要項（本書）

②久留米市野中生涯学習センター指定管理者業務仕様書

③指定管理者指定申請書（第1号様式）

④グループ応募構成書（様式1）

⑤応募資格に係る申立書（様式2）

⑥管理運営業務計画書（様式3）

⑦管理に係る収支計画書（様式4）

⑧質問書（様式5）

⑨委任状（様式6）

## 8 申請に係る事項

(1) 申請期間

令和6年8月16日（金）から令和6年8月30日（金）まで

（ただし、午前9時から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日を除く）

(2) 提出先

久留米市市民文化部生涯学習推進課（えーるピア久留米3階）

〒830-0037 久留米市諏訪野町1830-6

TEL 0942-30-7970 FAX 0942-30-7971

E-mail [manabi@city.kurume.lg.jp](mailto:manabi@city.kurume.lg.jp)

(3) 提出部数

正本1部及び副本（コピー可）10部の計11部を提出してください。

なお、用紙サイズはA4サイズに統一し、下記に示す提出書類の項目順にインデックスを付け、左とじでファイル（フラットファイル等）に綴り、背表紙及び表紙に当該施設名称、団体名称、正本、副本が分かるように明記してください。

ただし、他の機関が発行する証明書類で、原本がA4サイズと異なる場合は、副本のみA4サイズで統一してください。

(4) 提出方法

申込みは、持参または郵送とします。郵送による場合は、令和6年8月30日（金）午後5時15分までに必着とし、配送等が確認できる方法で送付してください。

## 9 提出書類

提出する書類は、次に掲げるとおりです。なお、グループでの申請を行う場合は、グループ応募構成書（様式1）及びグループを構成したことを証する協定書等（様式任意）に加え、構成団体全てに係る（2）、（5）、（6）、（7）の書類を提出してください。

また、申請書を本社ではなく支社、事業所、事務所等で提出される場合には、委任状（様式6）を併せて提出してください。

なお、市は暴力団の排除のため、指定管理者及び指定管理者に応募したものについて、必要に応じて提出された書類等に基づき警察に照会することがあります。

(1) 指定管理者指定申請書（第1号様式）

(2) 応募資格を有することを証する書類

①団体の定款、規約その他これらに類する書類

②当該法人の登記事項証明書（写しも可）

③納税証明書（直近1年分）

（法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、及び事業所税について滞納がないことを証明する書類）

※課税されていない団体等は、応募資格にかかる申立書（様式2）の該当欄に記載すること。

※委任を受けた場合には、国税は本社所在地の税務署の証明書を、都道府県税及び市町村税は受任地の証明書を提出すること。

④役員名簿（氏名、ふりがな、生年月日が記載されたもの）及び履歴書

⑤応募資格に係る申立書（様式2）

※令和6年6月14日現在の資料とします。また、証明書等については、発行から3ヵ月以内のものとしします。

(3) 管理運営業務計画書（様式3）

(4) 管理運営に係る収支計画書（様式4）

(5) 団体の経営状況を証明する書類（事業報告書、収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類）

※いずれも直近の会計年度のもの

(6) パンフレット等団体の概要がわかるもの

(7) その他必要と思われる書類

## 10 著作権の帰属

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、久留米市は選定結果の公表や情報公開条例に基づく開示請求への対応に必要な場合には、申請書類を無償で使用できるものとしします。

## 1 1 指定管理者の選定及び指定

### (1) 選定方法

久留米市野中生涯学習センター指定管理者候補者選定委員会を設け、選定基準に基づく総合的判断により指定管理者候補者（優先交渉権者）を選定いたします。また、二次審査の対象団体等が3以上ある場合は、第2順位の候補者まで選定します。

### (2) 一次審査

一次審査は書類審査とし、審査結果は速やかに全ての申請者に文書にて通知します。

### (3) 二次審査

一次審査通過者に、二次審査（プレゼンテーション審査）を実施します。

- ① 二次審査は、団体等の代表者又は代理者を含めて3名以内の出席とします。
- ② 二次審査の日時・会場については、決定次第速やかに文書にて通知します。
- ③ 二次審査の結果は、決定後速やかに全ての二次審査参加者に文書にて通知します。
- ④ 市では、選定基準に基づく総得点及び項目ごとの得点の最低基準を定めることとし、この最低基準に到達する申込者が1団体もなかった場合は、各応募者にその旨を示し、必要な期間を定め、再度、事業計画書等の必要書類の提出を求め、2回目の審査を行います。なお、これらの審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

### (4) 指定管理者の指定

正式な決定（指定管理者の指定）は、市議会の議決を受けた後となります（令和6年12月下旬予定）。

### (5) 指定の取り消し及び業務停止

市は、次のいずれかに該当するなど、管理を継続することができないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ずることがあります。なお、この場合には、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第4条第2項に基づき、その旨を告示します。

- ① 指定管理者が条例、規則又は市との間で締結した協定に違反したとき。
- ② 指定管理者が、地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。
- ③ 指定管理者が、地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
- ④ 指定管理者が、募集要項に定めた応募資格を失ったとき、又は欠格事項に該当したとき。
- ⑤ 指定管理者への応募の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- ⑥ 団体等の経営状況の悪化等により、業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。



⑦ 暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有することが判明し、指定管理者による管理業務を行うことが適当でないと認められるとき。

⑧ その他指定管理者が管理業務を行うことが社会通念上適当でないと認められるとき。

なお、この場合において、市又は第三者に損害が生じた場合は、当該指定管理者が賠償するものとし、指定管理者に損害が生じた場合でも、市は賠償の責めを負わないものとします。更に、市は既に指定管理者に対して支払った指定管理料の一部又は全部を返還させることができます。

## 1.2 選定基準

選定は、以下の審査項目の配点（委員1人あたり）に基づく総合点数方式によって行います。

1 管理運営に係る業務が、施設の設置目的を理解し、住民の利用に関し公平性を確保することができるものであること	30点
(1) 「公の施設」、「指定管理者」の意義や、それに関する基礎的な知識を有しているか	
(2) 施設の設置目的や、市が示した管理・運営に関する方針や基本的な考え方を理解しているか	
(3) 利用者の公平・公正を確保するための考え方、手法・対策が具体的に示されているか	
(4) 情報公開・個人情報保護にかかる措置が具体的に示されているか	
2 管理運営に係る業務が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること	75点
(1) 施設の効用を高めるための利用促進策が具体的に示されているか	
(2) 利用者へのサービス向上の具体策は示されているか	
(3) 利用者の要望の把握及び事業への反映について配慮は適切か	
(4) 施設・設備の保守・維持管理について、安全を念頭に十分な配慮が示されているか	
(5) 非常事態に対応し得る防災、安全管理計画が示されているか	
3 管理運営に係る経費の縮減が図られているものであること	25点
(1) 経費節減のための具体策が適切か	
(2) 人件費の設定は適切か	
4 管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること	50点
(1) 団体等の財務状況は健全か	

(2) 管理を安定的に行うことが可能な職員配置計画及び採用計画となっているか	
(3) 職員体制及び職員の指導育成、研修体制は適切か	
(4) 配置職員の勤務形態及び勤務条件は適正か	
(5) 類似施設を良好に運営した経験や類似業務の実績があるか	
5 地域経済の活性化に寄与することが認められるものであること	20点
(1) 市内に意思決定等を有する本社等の機能を有しているか	
(2) 市内の既設事業所は充実した活動をしているか	
(3) 地域経済の活性化を視野に入れた目標や内容があるか	

### 1.3 選定結果の公表

久留米市のホームページにおいて、全ての二次審査参加者の名称・評価・採点表を公開します。

### 1.4 全体スケジュール

①公募に係る書類等の配布期間	令和6年6月14日（金）～8月30日（金）
②現地説明会の開催	7月 8日（月）
③質問書提出期間	6月14日（金）～8月 2日（金）
④質問の回答期限	8月 9日（金）
⑤申請受付期間	8月16日（金）～8月30日（金）
⑥一次審査（書類審査）結果通知	9月上旬（予定）
⑦二次審査（プレゼンテーション）	9月下旬（予定）
⑧選定結果の公表	10月下旬（予定）
⑨優先交渉権者との仮基本協定締結	11月下旬（予定）
⑩指定管理者の指定	12月定例議会議決後
⑪年度協定締結、管理開始	令和7年4月1日

### 1.5 現地説明会

応募方法、申請書類、指定管理者業務及び現場の状況等について説明会を開催します。本説明会への参加は応募の必須条件ではありません。

なお、本説明会では質疑は行いません。質問は次項の「質問受付及び回答」により行ってください。

#### (1) 開催日時

令和6年7月8日（月）午前10時から

#### (2) 開催場所

久留米市野中生涯学習センター 講習室（本館2階）

(3) 参加者等

1 団体等につき 2 名まで（共同企業体の場合はグループから 2 名以内）

(4) 申込方法

令和 6 年 7 月 3 日（水）17 時 15 分までに、市民文化部生涯学習推進課（公募に係る書類等の配布場所・提出先と同じ）へ、団体名、役職名、氏名、連絡先を郵送、FAX、メールのいずれかで申し込んでください。その際、様式は問いませんが、標題に「野中生涯学習センター指定管理者現地説明会」と明記してください。

## 16 質問受付及び回答

(1) 質問書提出期間

令和 6 年 6 月 14 日（金）～令和 6 年 8 月 2 日（金）17 時 15 分まで

(2) 提出様式

本募集要項の提出書類様式の質問書（様式 5）

(3) 提出方法

市民文化部生涯学習推進課（公募に係る書類等の配布場所・提出先と同じ）へ、持参、郵送、FAX、メールのいずれかで提出してください。

ただし、提出期間内必着とします。なお、電話による質問受付は行いません。

(4) 回答方法

質問内容及び回答は、令和 6 年 8 月 9 日（金）までに久留米市のホームページに掲載します。個別の回答はいたしません。

なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとします。

## 17 申請に関する留意事項

(1) 重複提案の禁止

ひとつの団体等が複数の提案をすることはできません。

(2) 申請に関する費用負担

申請に関する費用は、全て申請者の負担とします。

(3) 申請書類の取扱い

久留米市が受領した申請書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

(4) 申請書類の変更

一旦、久留米市が受領した申請書類については、軽微な修正を除き、変更は認められません。

(5) 申請書類の虚偽

申請書類に虚偽の記載があった場合、又は関係法令（条例、規則を含む）の規定に違反している場合は、失格とします。

(6) 追加書類の提出

久留米市が指定管理者の選定にあたり必要と認められるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(7) 情報公開等の取扱い

申請書類は、久留米市議会審議及び情報公開請求において、原則開示します。

(8) 提案辞退

申請した後に提案を取り下げるとは、理由の如何に関わらず認められません。

(9) 接触の禁止

選定委員会委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格（選定後に判明した場合には取り消し）となることがあります。

## 18 基本協定書及び年度協定書の締結

最優秀提案者を指定管理者候補者として仮協定を締結します。その後久留米市議会の議決を経て指定管理者を指定したときに、この協定は成立し、仮基本協定書は書きかえることなく基本協定書とするものとします。

また、指定管理者候補者は、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出することとなっています。当該仮基本協定の確定は、仮基本協定書に双方が記名押印するとともに、指定管理者候補者が誓約書に記名押印したときとします。

なお、協定書への印紙の貼付の可否については、指定管理者候補者において、管轄の税務署に確認し、必要に応じて貼付するものとします。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

久留米市長 あて

申請者 住 所

団体名称

代表者名



電話番号

指定管理者指定申請書

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 公の施設の名称

久留米市野中生涯学習センター

2 添付書類

(様式1)

## グループ応募構成書

年 月 日

久留米市長 あて

施設名	久留米市野中生涯学習センター
-----	----------------

・共同企業体の名称

\_\_\_\_\_

・代表団体

団体名称 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号： \_\_\_\_\_ 担当者

・構成団体

団体名称 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号： \_\_\_\_\_ 担当者

・構成団体

団体名称 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号： \_\_\_\_\_ 担当者

※記載欄が足りない場合は、様式を追加して記載してください。

(様式2)

## 応募資格に係る申立書

年 月 日

久留米市長 あて

団体名称

住所

代表者名

印

久留米市野中生涯学習センターの指定管理者の募集に係る応募資格について、下記のとおり申し立てます。

本書に虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議はありません。なお、この書類を提出した以後に、資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

### 記

#### 応募資格について

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、久留米市の一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されているものに該当しない。
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないものに該当しない。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第2255号）等により、更正又は再生手続を開始しているものに該当しない。
- ④ 租税公課を滞納しているものに該当しない。なお、久留米市の市税（延滞金含む）の納付状況について調査されることを承諾する。
- ⑤ 久留米市から指名停止措置を受けているものに該当しない。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有するものに該当しない。

#### 納税義務について（課税対象の有無）

- 久留米市税の納税義務がない。
- 都道府県税の納税義務がない。
- 国税の納税義務がない。
- 久留米市以外の市町村民税の納税義務がない。

※ 該当する項目の□欄にレ点を記入すること。

## 管理運営業務計画書

施設名	久留米市野中生涯学習センター		
団体等名称(第 1 号様式記載名称)			
久留米市内の意思決定を行うことが きる機関（事務所または事業所）の住所 （非法人の場合は、代表者の住所）	〒		
上記の電話番号及び F A X 番号	電話	F A X	

**I 住民の利用における公平性の確保について**

ア 『市民の生涯学習の振興及び普及を図る』ことを目的とする当施設をどのように管理運営していく方針ですか。その基本方針をご記入ください。

イ 住民・団体の利用に関し、社会教育施設として公平・公正を確保するための考え方や手法・対策について、具体的にご記入ください。



ウ 個人情報が記入されている書類の保管や、職員が職務上知り得た情報など、個人情報保護や情報公開への適切な対応について、具体的にご記入ください。

## II 施設の効用の最大化について

ア 生涯学習センターの設置趣旨・理念の実現や効用の最大化、施設の利用促進を図るため、どのようなことを考えていますか。具体的にご記入ください。

イ 利用者の声の把握とその声を反映する仕組みと苦情処理、およびサービスの向上策について、どのような対応を考えていますか。具体的にご記入ください。

ウ 施設の安全管理や、設備の保守・維持管理について、どのような視点で、どう対応されようと考えていますか。具体的にご記入ください。

エ 防災・安全管理対策に関して、災害及び事故時の緊急避難体制、市や関係機関との連絡体制（施設設備の日常点検を含む。）などについて、具体的にご記入ください。

### Ⅲ 施設の管理・運営費用の縮減について

今回の提案における管理・運営費用の縮減面のポイントを、具体的にご記入ください。

#### IV 安定した施設管理について

ア 類似業務（貸館・貸室事業、市民を対象とした講座や事業等）の実績がある場合、その内容と実施期間についてご記入ください。実績がない場合には、「該当なし」とご記入ください。

施設名及び所在地	事業又は活動の内容	実施期間

※「類似の事業（官公庁から委託を受けた事業等）の活動実績に関する書類」があれば、添付してください。

イ 当施設における組織体制（職位、職種、人数）について具体的に図解してください。また、上部組織等（連合体を含む。）がある場合は、上部組織等における当施設の組織の位置について別に図解してください。

ウ 職員の配置計画、勤務形態について具体的にご記入ください。

曜日等	職員配置の時間帯	常勤職員数	パート職員数	備考
月～土	～			
	～			
	～			
	～			
日	～			
	～			
	～			
	～			

※1週間のシフト表を作成し、1部提出ください。

(1) 常勤職員

担当する業務	人数

※常勤職員とは、概ね1日8時間、週40時間程度勤務する年間を通して働く職員を言います。

(2) パート職員

担当する業務	人数

※ここでのパート職員とは、常勤職員より勤務時間が短く、年間を通して働く職員を言います。

## 勤務条件の内容

職 種	常勤職員、パート職員、その他（ ）
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日）
始業・終業の時刻	始業 時 分 ～ 終業 時 分
休憩時間	休憩時間（ ）分
所定時間外労働の有無	所定時間外労働の有無（ 有 ， 無 ）
休 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例日：毎週（ ）曜日、国民の祝日、その他（ ）</li> <li>・非定例日：週・月当たり（ ）日、その他（ ）</li> </ul>
休 暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 年次有給休暇 雇入れの日から6か月継続勤務した場合→（ ）日 雇入れの日継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有,無） →（ ）カ月経過で（ ）日</li> <li>2 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ）</li> </ul>
賃 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 基本給 イ 月給（ ）円 ロ 日給（ ）円 ハ 時間給（ ）円</li> <li>2 諸手当及び賞与の額及び計算方法 イ（ ）手当 （ ）円 /計算方法：（ ） ロ（ ）手当 （ ）円 /計算方法：（ ） ハ（ ）手当 （ ）円 /計算方法：（ ）</li> <li>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超（ ）%、所定超（ ）%、 ロ 休日 法定休日（ ）%、法定外休日（ ）%、 ハ 深夜（ ）%</li> <li>4 賃金締切日 毎月 日</li> <li>5 賃金支払日 毎月 日</li> <li>6 賃金の支払方法</li> </ul>
退 職	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 定年制（ 有（ ）歳 ， 無 ）</li> <li>2 自己都合退職の手續（退職日の（ ）日以上前に届け出ること）</li> <li>3 解雇の事由及び手續</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険の加入状況（健康保険 厚生年金保険 厚生年金基金 その他（ ））</li> <li>・雇用保険の適用（ 有 ， 無 ）</li> <li>・その他</li> </ul>

※記載欄が足りない場合は、枠の大きさを任意に調整又は別紙として添付してください。

エ 職員の採用計画について、資格・経験等、具体的にご記入ください。

オ 職員の研修計画について具体的にご記入ください。

**V 地域経済の活性化の寄与策について**

ア 地域経済活性化につながる施設の管理運営について、その方法を具体的にご記入ください。

イ 地域経済活性化につながる人材活用について、具体的にご記入ください。

※記載欄が足りない場合は、枠の大きさを任意に調整又は別紙として添付してください。



管理に係る収支計画書

団体等名称 \_\_\_\_\_

(単位：千円)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
収入合計 (A)							
項 目	指定管理料 (消費税 及び地方消費税込)						
	利用料金						
支出合計 (B)							
項 目							
	消費税 及び地方消費税						
	法人市民税 (均等割額)						
	法人県民税 (均等割額)						
	固定資産税						
収支(A) - (B)							

※ 年度ごとの積算内訳書を添付してください。

※ 消費税率は10%として作成してください。

# 質 問 書

団体等名称 \_\_\_\_\_

担当者 氏 名

役 職

連絡先 電 話

F A X

メールアドレス

質 問 内 容

(様式6)

## 委任状

年 月 日

久留米市長 様  
久留米市教育委員会 教育長 様

(委任者) 住所

団体名称

代表者名

電話番号

印

私は、下記のことを代理人に定め次の権限を委任します。

### 記

1. 受任者

住所

団体名称

代表者名

電話番号

印

2. 委任事項

- (1) 久留米市野中生涯学習センターの指定管理者公募の申請に関する事項
- (2) 基本協定及び年度協定の締結に関する事項
- (3) 指定管理料の請求及び受領に関する事項
- (4) 業務履行に関する事項
- (5) その他協定履行に関する事項

3. 委任期間

令和6年8月16日から令和12年3月31日まで